

◎漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

(略称) 中国との漁業協定

平成 九年十一月 十一日 東京で署名
平成 十年 四月 三十日 国会承認
平成 十二年 三月三十一日 効力発生のための公文の交換の閣議決定
平成 十二年 三月三十一日 北京で効力発生のための公文の交換
平成 十二年 四月 五日 公布及び告示
平成 十二年 六月 一日 効力発生
(条約第二号及び外務省告示第一五七号)

目 次

ページ

	前 文	ページ
第一条 協定の適用範囲	三四五	
第二条 相互入会いの許可制	三四五	
第三条 沿岸国による操業条件等の決定	三四六	
第四条 他国水域における操業	三四六	
第五条 沿岸国の法令の遵守	三四七	
第六条 相互入会い措置をとらない水域	三四七	
第七条 暫定措置水域の共同規制	三四八	
第八条 航行及び操業の安全の確保	三四九	
第九条 海難救助及び緊急避難	三四九	
第十条 資源の保存のための協力等	三五〇	

第十一條 漁業委員会の設置	三五〇
第十二條 海洋法に関する諸問題	三五一
第十三條 附屬書の位置付け及びその修正手段	三五二
第十四条 協定の効力発生、終了及び旧協定の失効等	三五二
末文	三五二
附屬書I	三五四
附屬書II	三五四
○合意された議事録	三五五
○漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第六条(b)の水域に関する書簡	三五六
日本側書簡	三五七
中国側書簡	三五七
○中国のいか釣りの実績に関する日本側書簡	三五八
○中国のいか釣りの実績に関する日本側書簡	三五九

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
一千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明を想起し、
一千九百七十五年八月十五日に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定に基いて開催
を含む漁業の分野における伝統的な協力関係を考慮し、
一千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法に関する国際連合条約の精神に沿った新しい漁業秩序を国
際間に確立し、共に関心を有する海洋生物資源を保存し及び合理的に利用し並びに海上における正常的な操
業の秩序を維持するため、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一条

協定の適用範囲

「」の協定が適用される水域（以下「協定水域」という。）は、日本国の排他的経済水域及び中華人民共和国
の排他的経済水域とする。

第二条

本協定の適用水域（以下称“協定水域”）为中华人民共和国的专属经济区和日本国的专属经济区。

中华人民共和国和日本国渔业协定

中华人民共和国政府和日本国政府，忆及一九七二年九月二十九日发表的《中华人民共和国政府和日本国政府联合声明》，考虑到包括一九七五年八月十五日签订的《中华人民共和国和日本国渔业协定》在内的渔业领域的传统

合作关系，为按照制订于一九八二年十二月十日的《联合国海洋法公约》的宗旨建立两国间新的渔业秩序，养护和合理利用共同关心的海洋生物资源，维护海上正常作业秩序，经友好协商，达成协议如下：

第一 条

相互入会の許可

1 各締約国は、相互利益の原則に立って、「」の協定及び自國の関係法令に従って、自國の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許す。

一、締約各方根据互惠原则，按照本协定及本国有关法令，准许缔约另一方的国民及渔船在本国专属经济区从事渔业活动。

中國との漁業協定

三回目

- 2 各締約国の権限のある当局は、この協定の附属書Iの規定に基いて、他方の締約国の国民及び漁船に対する入漁に関する許可証を発給する。当該権限のある当局は、許可証の発給に際し妥当な料金を徴収する」ことが必要。

- 3 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的経済水域において、この協定及び当該他方の締約国との関係法令に従って漁獲を行う。

第三条

沿岸国による操業条件等の決定

各締約国は、自国の排他的経游水域における資源状況、自国の漁獲能力、伝統的な漁業活動及び相互入会の状況その他の関連する要因を考慮し、自国の排他的経游水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定する。この決定は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。

- 二、締約各方の授權机关、按照本协定附件一的规定，向締約另一方的国民及渔船颁发有关入漁的许可证，并可就颁发许可证收取适当费用。
三、締約各方的国民及渔船在締約另一方专属经济区按照本协定及締約另一方的有关法令从事渔业活动。

第三条

締約各方考慮到本国专属經濟区資源状况、本国捕撈能力、传统渔业活動、相互入漁状况及其他相关因素，每年決定在本国专属經濟区的締約另一方国民及渔船的可捕魚种、渔获配額、作业区域及其他作业条件。该决定应尊重第十一条规定设置的中日渔业联合委员会的协商結果。

第四条

他国水域における操業

1 各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経游水域において漁獲を行ふ場合、この協定の規定及び他方の締約国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守するに必要な措置をとらねばならぬ。

- 一、締約各方應采取必要措施，确保本国国民及渔船在締約另一方专属經濟区从事渔业活動時，遵守本协定的规定以及締約另一方有关法令所规定的海洋生物資源的养护措施及其他条件。
二、締約各方应及时向締約另一方通报本国有关法令

- 2 各締約国は、他方の締約国に対し、本国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件に

第三、定期的な通報を行つ。

所規定の海洋生物資源の养护措施及其他条件。

第五条

沿岸国の法令の遵守

1 各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国の国民及び漁船が遵守する」とを確保するために、国際法に従じ、自国の排他的經濟水域において、必要な措置をとる。
2 拿捕又は抑留された漁船及びその乗組員は、適切な担保又はその他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

3 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の漁船及びその乗組員を拿捕又は抑留した場合に、これらた措置及びその後科された罰について、適當な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

一、締約各方为確保締約另一方の国民及渔船遵守本有关法令所规定的海洋生物资源的养护措施及其他条件，可根据国际法在本国专属经济区采取必要措施。

二、被逮捕或扣留的渔船及其船员，在提出适当的保证书或其他担保之后，应迅速获得释放。

三、締約各方的授权机关，在逮捕或扣留締約另一方的渔船及其船员时，应通过适当途径，将所采取的行动及随后所施加的处罚，迅速通知締約另一方。

第六条

相互入会とい
措置をとら
い水域

第一条から前条までの規定は、協定水域のうち次の(a)及び(b)の水域を除く部分につき適用しない。

(a) 第二条1に定める水域

(b) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東經一百一十五度三十分以西の協定水域（南海）
（ただし中華人民共和国の排他的經濟水域を除く）

第二条至前条的规定适用于协定水域中除以下1及2所指水域以外的部分。

1、第七条第一款规定的水域；

2、北纬二十七度以南的东海的协定水域以及东海以南的东经一百二十五度三十分以西的协定水域（南海的中华人民共和国的专属经济区除外）。

中國との漁業協定

川圖二

第七条

暫定措置 水域の共 同規制

1 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域（以下「暫定措置水域」）とする。
は、2及び3の規定を適用すべし。

- (a) 北緯三十度四十分、東経百一十四度十一・一分の点
- (b) 北緯三十度、東経百一十三度五十六・四分の点
- (c) 北緯二十九度、東経百一十三度十五・五分の点
- (d) 北緯二十八度、東経百一十一度四十七・九分の点
- (e) 北緯二十七度、東経百一十五度五十八・三分の点
- (f) 北緯二十七度、東経一百二十一度五十七・四分の点
- (g) 北緯二十八度、東経百二十七度十五・一分の点
- (h) 北緯二十九度、東経百一十八度零・九分の点
- (i) 北緯三十度、東経百一十八度三十二・一分の点
- (j) 北緯三十度四十分、東経百一十八度三十六・一分の点
- (k) 北緯三十度四十分、東経百二十四度十一・一分の点
- 1、北纬三十度、东经一百二十三度五十六点四分之
点
- 2、北纬三十度、东经一百二十三度五十八点九分之
点
- 3、北纬二十九度、东经一百二十三度二十五点五分之
点
- 4、北纬二十八度、东经一百二十二度四十七点九分之
点
- 5、北纬二十七度、东经一百二十一度五十七点四分之
点
- 6、北纬二十七度、东经一百二十五度五十八点三分之
点
- 7、北纬二十八度、东经一百二十七度十五点一分之点
- 8、北纬二十九度、东经一百二十八度零点九分之点
- 9、北纬三十度、东经一百二十八度三十二点二分之点
- 10、北纬三十度四十分、东经一百二十八度二十六点一
分之点
- 11、北纬三十度四十分、东经一百二十四度十点一分之

点

2両締約国は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における決定に従い、暫定措置水域において、各締約国の伝統的な漁業活動への影響を考慮しつつ、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため、適切な保存措置及び量的な管理措置をとる。

3各締約国は、暫定措置水域において漁獲を行う自国の国民及び漁船に対し、取締りその他の必要な措置をとる。各締約国は、当該水域において漁獲を行う他方の締約国の国民及び漁船に対し、取締りその他の措置をとらない。ただ、一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会が決定する操業についての規制に違反していることを察見した場合には、その事実につき当該国民及び漁船の注意を喚起するとともに、当該他方の締約国に対し、その事実及び閑連する状況を通報することができる。当該他方の締約国は、その通報を尊重して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に対して通報する。

二、締約双方根据第十一条规定设置的中日渔业联合委员会的决定，在暂定措施水域中，考虑到对缔约各方传统渔业活动的影响，为确保海洋生物资源的维持不受过度开发的危害，采取适当的养护措施及量的管理措施。

三、締約各方应对在暂定措施水域从事渔业活动的本国国民及渔船采取管理及其他必要措施。締約各方在该水域中，不对从事渔业活动的締約另一方国民及渔船采取管理和其他措施。締約一方发现締約另一方国民及渔船违反第十一条规定设置的中日渔业联合委员会决定的作业限制时，可就事实提醒该国民及渔船注意，并将事实及有关情况通报締約另一方。締約另一方应在尊重该方的通报并采取必要措施后将结果通报该方。

第八条

航行及び操業の安全の確保

各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保、海上における正常な操業の秩序の維持並に海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

締約各方为确保航行和作业安全，维护海上正常作业秩序并顺利及时处理海上事故，应对本国国民及渔船采取指导及其他必要措施。

第九条

中国との漁業協定

三〇

海難救助 及び 緊急 避難

1 いかが一方の締約国の国民及び漁船が他方の締約国の沿岸にあって海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、他方の締約国は、できる限りの援助及び保護をすべきとする。当該一方の締約国の関係当局にいにいにに関する状況を速やかに通報する。

2 いかが一方の締約国の国民及び漁船は、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、しの協定の附属書IIの規定に従って他方の締約国の関係当局に連絡した後、当該他方の締約国の港等に避難することができる。この場合において、当該国民及び漁船は、当該他方の締約国の関係法令及び関係当局の指示に従わなければならない。

第十一条

資源の保 存のため の協力等

両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力をを行う。

締約双方が漁業科学的研究と海洋生物資源の养护而進行合作。

第十一条

漁業委員 会の設置

1 両締約国が、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会(以下「漁業委員会」といふ)を設置する。漁業委員会は、両締約国の政府が任命するそれ二人の委員で構成する。

一、締約双方が実現本協定の目的、設立中日漁業聯合委员会(以下称“漁委会”),漁委会由締約双方政府各自任命的两名委员组成。

二、漁委会的任务如下:

(1) 第三条の規定に関する事項及び第六条の水域に関する事項について協議し、各締約国の政府に勧告する。
やむ。これらの協議を行う事項には、次のものが含まれる。

(一) 协商与第三条规定有关的事项、与第六条第2项所指水域有关的事项，并向缔约双方政府提出建议。协商事

一、締約一方の国民及漁船在締約另一方沿岸遭遇海难或其他紧急事态时，締約另一方应尽力予以救助和保护，同时迅速将有关情况通报对方的有关部门。

二、締約一方的国民及漁船，由于天气恶劣或其他紧急事态需要避难时，可按本协定附件二的规定，经与締約另一方有关部门联系后，到締約另一方港口等避难。该国民及漁船应遵守締約另一方的有关法令，并服从有关部门的指挥。

项包括如下内容：

(a) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割合量その他の具體的な操業の条件に関する事項

(b) 操業の秩序の維持に関する事項

(c) 海洋生物資源の状況及び保存に関する事項

(d) 両締約国間の漁業についての協力に関する事項

(2) 第七条の規定に関する事項について協議し、決定する。

(3) 必要に応じ、(1)の協定の附属書の修正に関する、両締約国の政府に勧告する。

提出建議；

(4) 研究本協定の執行情況及其他有关本協定的事項。

項。

三、漁委会的一切建議和決定須經双方委员一致同意方能实施。

四、締約双方政府應尊重本条第二款第(一)項的建議，并按照本条第二款第(二)項的決定采取必要措施。

五、漁委会每年召开一次会议，在中华人民共和国和日本國轮流举行。根据需要，经締約双方同意可召开临时会议。

2、有关维持作业秩序的事项；

3、有关海洋生物资源状况和养护的事项；

4、有关两国间渔业合作的事项。

(二) 协商和决定与第七条规定有关的事项；

(三) 根据需要，就本协定附件的修改向締約双方政府

中日との漁業協定

三月十一

海洋法に關する諸問題についての兩締約国のそれぞれの立場を記すものと
みなしてはならない。

本協定各項規定不得認為有損締約双方各自关于海洋
法諸問題的立場。

問題

附屬書の位
置付け
及びその
修正手段

1 いの協定の附屬書（2の規定に従つて修正された後の附屬書を含む。）は、いの協定の不可分の一體を構成する。

2 両締約国は、文書による合意によつて、いの協定の附屬書を修正せんとする。

2

第十三条

協定の効
力発生、効
力了及び
旧協定の
失効等

1 いの協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完結した後、両締約国の政府の公文の交換によつて合意された日に効力を生ずる。いの協定は、五年間効力を有する。その後は、2の規定に従つてこの協定が終了するまで効力を有する。

止

一、本協定經締約双方履行行為生效所必要的各自国内法律手續后，自两国政府通过換文達成協議之日起生效。本協定有效期为五年，之后有效至根据本条第二款的规定終止为止。

二、締約任何一方，在最初五年期滿时或在其后，可提前六个月以書面形式通知締約另一方，隨時終止本協定。

三、一九七五年八月十五日簽訂的《中华人民共和国和日本國渔业协定》自本協定生效之日起失效。

末文

一千九百九十七年十一月十一日に東京で、ひしめく由來ある日本語及び中國語によつて書寫一通を作成し

本協定于一九九七年十一月十一日在東京簽訂，一

た。

式兩份，每份都用中文和日文写成，两种文本同等作准。

中华人民共和国政府代表

日本国政府のためニ
小沢恵二

中華人民共和国政府のためニ
徐敦信

徐 敦 信

小 澤 恵 二

附件一：

各締約国は、いの協定の第二条の規定に基いて、許可に関する次の措置をとる。

**締約各方根据本协定第二条第二款的规定，采取以下
许可措施：**

1 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局からの協定の第三条に規定する協定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国の権限のある当局に対して、当該他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うことを希望する当國の国民及び漁船に対する許可証の発給のための申請を行ふ。当該他方の締約国の権限のある当局は、いの協定及び当國の関係法令に従つて、いの許可証の発給を行う。

2 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に対して、入漁に関する手続規則（許可証の申請及び発給、漁獲に関する情報の提出、漁船の標識並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む）を書面により通報する。

3 許可を受けた漁船は、許可証を操舵室の見やすい場所に掲示し、他方の締約国の定める漁船の標識を明確に表示しなければならない。

三、获得许可的渔船应将许可证置于每艘船明显之处，并明确显示缔约另一方规定的渔船标识。

この協定の第九条2の規定の実施に関しては、次に定めることとする。

1 日本国政府が指定する連絡先は、避難する港等を管轄する海上保安庁の各管区海上保安本部とする。中华人民共和国政府が指定する連絡先は、関係港を管轄する港務監督部門とする。

2 具体的な連絡方法について、この協定の第十一條の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会において相互に通報する。

3 一方の締約国の漁船が他方の締約国が指定する連絡先に連絡する内容は次のとおりとする。

船名、識別信号、現在位置（緯度、経度）、船籍港、総トン数及び全长、船長の氏名、乗組員数、避難の理由、避難を求める目的地、到着予定期刻並びに通信連絡の方法。

二、具体的連絡方法在本協定第十一條規定設置の中日渔业聯合委員会上相互通報。

三、締約各方の漁船と締約另一方指定の連絡部門進行連絡の内容有：船名、呼号、当时船位（纬度、经度）、船籍港、总吨位和全长、船长姓名、船员数、避难理由、请求避难的目的地、预计到达时间、通讯联络方法。

按以下規定実施本協定第九条第二款の規定：

一、中华人民共和国政府指定の連絡部門を管轄有关港口的港務監督部門。日本国政府指定の連絡部門を管轄避難港口等の海上保安庁の各管区海上保安本部。

中国との漁業協定

川内長

合意され
た議事録

〈同意された議事録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「協定」といふ）の関係条項に関連し、次の事項を記録するに合意した。

1 両政府は、両国の排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関する協議を誠実に継続し、双方に受入れ可能な合意が得られるよう努める」とを表明した。また、両政府は、協定第七条に規定する暫定措置水域の設定に関して、双方の排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関する立場を損なうものとみなしてはならないことを表明した。

2 両政府は、両国の伝統的かつ協力的な漁業関係にかんがみ、協定の実施及び第三国との漁業関係の構築に際して、双方が協定第七条に規定する水域の北側の境界線以北の東海の一部水域において現有の漁業活動を尊重し、他方の国の伝統的操業及び当該水域の資源状況に配慮し、当該他方の国の当該水域における漁業の利益が不正に損なわれないなどとする意向を表明した。

一、両国政府表示将继续坦诚进行两国关于专属经济区和大陆架划界的磋商，并努力达成双方都能接受的协议。此外，两国政府表示协定第七条第一款规定的暂定措施水域的设定，不得认为有损两国有关专属经济区和大陆架划界的各自立场。

二、両国政府表示，鉴于两国传统和合作的渔业关系，在实施协定和与第三国建立渔业关系时，双方在协定第七条第一款规定的水域北限线以北的东海部分水域，尊重现有的渔业活动，考虑缔约另一方传统作业及该水域的资源状况，不使缔约另一方在该水域的渔业利益受到不正当的损害。

千九百九十七年十一月十一日に東京で

日本国政府のため

小沢恵三

中華人民共和国政府のため

徐敦信

協議議事录

中华人民共和国政府代表及日本国政府代表就本日签订的《中华人民共和国和日本国渔业协定》（以下称“协定”）有关条款，同意记录下列事项：

中华人民共和国政府代表

日本国政府代表

徐敦信

小沢恵三

(漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第六条(b)の水域に関する附則)

日本側書
簡

(日本側書簡)

(译文)
(日方信件)

本大臣は、本署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定に言及すべしより、次のとおり申し述べる光榮を有します。

日本国政府は、日中両国が同協定第六条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって漁がされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、中国国民に対して、当該水域において、漁業に関する自國の関係法令を適用しないとの意向を有しています。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、以下に閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十七年十一月十一日于東京

日本国外務大臣 小淵惠三

日本国外務大臣 小淵惠三

日本國駐在中華人民共和國
特命全權大使 徐敦信閣下

一九九七年十一月十一日于東京

中华人民共和国驻日本国特命全权大使徐敦信阁下：

本大臣荣幸地提及本日签订的《日本国和中华人民共和国渔业协定》，并谨阐述日本国政府意向如下：

以日中两国为确保本协定第六条第2项所指水域的海洋生物资源的维持不受过度开发的危害而进行合作为前提，在该水域不将本国有关渔业的法令适用于中国国民。

顺致敬意。

中日の漁業協定

三月二

(中国側書簡)

(略文)

中國側書
簡

本使は、本日署名された漁業に関する中日两国と中華人民共和国との間の協定に言及する所により、次の如きおこし述べる光榮を有します。

中華人民共和国政府は、日中両国が同協定第六条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、日本国民に対して、当該水域における漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

本使は、以上を申し進みる所際、より前に閣下に向かって敬意を表します。

一九九七年十一月十一日に東京で

(中方信件)

日本国外務大臣 小淵恵三閣下：

我荣幸地提及本日签订的《中华人民共和国和日本国渔业协定》并谨阐述中华人民共和国政府意向如下：

以中日两国为确保本协定第六条第2项所指水域的海洋生物资源的维持不受过度开发的危害而进行合作为前提，在该水域不将本国有关渔业的法令适用于日本国民。

顺致敬意。

中 华 人 民 共 和 国
驻日本国特命全权大使 徐 敦 信

日本国外務大臣 小淵恵三閣下

日本國駐在中華人民共和国
特命全權大使 徐敦信

一九九七年十一月十一日于东京

中华人民共和国驻日本国特命全权大使徐敦信阁下：

本大臣は、本口署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定と言及すべし。次の
とおり申し述べる光榮を有しあ。

1 同協定第三条の規定に基いて、中華人民共和国政府は、協定の発効後五年の間、中国のいか釣り漁船が

日本海及び北太平洋の日本国の排他的經濟水域において操業ができる」と、入漁費用が免除されなければならない事
ひに操業隻数及び漁獲量は千九百九十六年の実際の数量を超えないものとすれば、それを要望した。

2 日本国政府は、中国側の要望に留意すべし、これを原則的に受け入れ、当該水域における漁業資源

源の状況を踏まえ、同協定第十二条の規定に基いて設置される日中漁業共同委員会において具体的
な実施方法」の協議し及び確定する意向である。

一、根据本协定第三条规定，中华人民共和国政府要求
本协定生效后五年内，中国鱿鱼钓渔船应可在日本海及北
太平洋日本国专属经济区内进行作业，免交人渔费，作业船
数及渔获量不应超过一九九六年的实际数量。

二、本大臣对此意向如下：日本国政府注意到并原则接受中方的要求，将根据该水域的渔业资源状况，由本协定第
十二条规定设置的日中渔业联合委员会协商确定具体实施
办法。

本大臣は、以上を申し進むるに暨て、いいく述べて敬意を表しあ。

千九百九十七年十一月十一日に東京で

日本国外務大臣 小 澄 忠 三

日本國駐在中華人民共和国
特命全權大使 徐敦信閣下

一九九七年十一月十一日于东京

(参考)

この協定は、日中両国について平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日中間に確立するため締結したものであり、昭和五十年八月十五日に署名された中国との漁業協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集第二五一四号参照）に代わるものである。